

特定商取引法に基づく表記（通信販売）

サービス名	東京ガスの水とでんきの駆けつけサービス
提供事業者名等	<p>役務提供事業者 東京瓦斯株式会社</p> <p>代表者氏名 内田 高史</p> <p>住 所 東京都港区海岸 1-5-20</p> <p>問 合 せ 先 〒163-1059</p> <p>東京都新宿区西新宿 3-7-1 新宿パークタワー 私書箱 8112 号</p> <p>0120-478-933</p>
サービスの内容	<p>1. 本サービスの提供期間中に対象設備（※）に不具合が発生し、お客さまからの不具合対応連絡を受けた場合に、当社、運営会社、当社委託取引先企業又は運営会社若しくは当社委託取引先企業の再委託取引先企業が不具合事象の確認・診断を行ったうえ、必要に応じて応急処置を行います。</p> <p>2. 1. の応急処置につき、出張費及び作業費（水まわり設備は30分以内、電気設備は60分以内。いずれも作業員1名分）を当社が負担します。</p> <p>3. 以下の各号に定める費用はお客さまの負担となります。作業員が、費用が発生する可能性が判明した時点でお客さまにご説明し、ご承認いただいたうえで作業を行います。ただし、場合によって作業をお断りすることがあります。</p> <p>① 当日の作業時間が30分（電気設備は60分）を超える場合の超過分の作業費</p> <p>② 部品交換が発生した場合の部品代及び部品交換作業費用（修補部品のメーカー保有期間の経過等の理由により、当社又は運営会社が不具合対応に必要な部品を入手できない場合があります。）</p> <p>③ 特殊作業（通常作業が不可能な高所、狭所等に設置されている設備の不具合事象に対する作業、高所作業に関わる足場設置作業、高圧洗浄機を使用する作業等）が発生した場合の特殊作業費用</p> <p>④ 追加人員が発生した際の費用（ドラム式洗濯機の排水詰まりで、機器下に排水口がある場合の洗濯機を移動するための追加人員費用等）</p> <p>4. 本サービス提供期間中に限り、回数の制限なくご利用いただけます。ただし、同一の設備箇所における同一の不具合事象に対しては複数回のサービス提供をいたしません。</p> <p>（※）対象設備、サービス内容詳細については、約款第7条、第8条をご参照ください。</p>
契約締結年月日	当社がお客さまからのお申込みを承諾した日として当社所定の方法によりお客さまに通知する文書（電磁的記録を含む。）に記載された日（以下「本契約成立日」といいます。）
サービス開始日・提供期間・契約の終了等	1. 本サービスの提供は、以下に定める月（以下「本サービス開始月」といいます。）の1日（以下、同日を「本サービス開始日」といいます。）から開始するものとします。本サービス開始日は、当社が、契約が成立したことを当社所定の方法によりお客さまに通知する文書（電磁的記録を含む。）でご確認ください。

	<p>① 本契約成立日が各月の1日から15日までの間の場合 本契約成立日が属する月の翌月</p> <p>② 本契約成立日が各月の16日から同月末日までの間の場合 本契約成立日が属する月の翌々月</p> <p>2. 本サービスのサービス提供期間（以下「本サービス提供期間」といいます。）は、本サービス開始日から1か月間とし、本契約の契約期間は、本契約成立日から本サービス提供期間の終了日までとします。</p> <p>3. 本サービス提供期間中の各月の15日（日曜・祝日の場合は前営業日）までに、当社所定の方法により、お客さま又は当社から終了の意思表示が相手方に到達しない限り、本サービス提供期間及び本契約の契約期間は、翌月1日から更に1か月間自動更新され、以後もこれに準ずるものとします。</p> <p>4. お客さまが、本サービス提供期間中に、当社所定の方法により、本契約の終了を当社に申し出た場合において、当社が各月15日（日曜・祝日の場合は前営業日）までに当該お申出を受け付けたときは、当該受付をした月の末日をもって本契約は終了します。当社が各月15日（日曜・祝日の場合は前営業日）を超えて当該お申出を受け付けたときは、当該受付をした月の翌月末日をもって本契約は終了します。</p> <p>（※）詳細については、約款第5条、第11条をご参照ください。</p>
サービス料金	<p>1. 本サービスの料金は、月額385円(税込)とします。 ※消費税は10%です。消費税率が変更となった場合、金額が変動することがありますので、その際は当社ホームページにてご確認ください。</p> <p>2. キャンペーンが適用される場合の本サービスの料金は、キャンペーンチラシなどお申込時に別途お渡しする書面に記載された金額とします。</p>
サービス料金の支払方法・支払時期	<p>1. お客さまは、上記「サービス料金」欄記載の金額を、本サービス開始月分から月1回、当社が別途指定する月のガス料金と同一の支払期限、同一の支払方法により、直接又はガス取次店を通じて、当社が別途指定する月のガス料金とともに、当社に支払うものとします。</p> <p>2. キャンペーンが適用される場合の本サービスの料金の支払方法・支払時期は、キャンペーンチラシなどお申込時に別途お渡しする書面に記載された支払方法・支払時期とします。</p>
その他の契約条件	<p>本サービスにご加入いただくためには、当社のガス供給エリア（東日本ガス地区、東彩ガス地区、日本瓦斯（ニチガス）真岡地区を除く）にお住まいで、当社がガス小売事業者となる家庭用のガス小売契約（〈i〉一般ガス供給約款に基づく契約又は、〈ii〉ガス基本約款及び選択約款（家庭用選択約款又は「ずっともガス」）に基づく契約をいいます。）を締結しており、かつ、当該契約に基づくガスの供給を受けていること、並びに、当社が電気小売事業者となる家庭用の低圧の電気需給契約（電気需給約款及び電気料金メニュー定義書（「基本プラン」又は「ずっとも電気1、1S、2、3」）に基づく契約をいいます。）を当社と締結しており、かつ、当該契約に基づく電気の供給を受けていることが必要です。</p> <p>その他の契約条件については、約款をご参照ください。</p>